

◎議案第11号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第11号 財産の取得についてを議題に供します。
提案の説明を求めます。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第11号であります。財産の取得について。
次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年9月20日提出。白老町長。

- 1、取得する財産（物品）、品名、消防活動用防火服等。数量、47式。
- 2、取得予定金額、1,092万1,155円。
- 3、取得の目的、消防活動用防火服等の更新。
- 4、取得の方法、指名競争入札による購入。

次のページをお開きください。議案説明でございます。財産の取得について。

財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

次のページに概要を添付しております。概要につきましては、現在使用している防火服は平成10年、11年度に整備し、14年経過しており、消防活動により損傷、劣化が著しく、消防隊員の安全確保が困難な状況であります。また、平成23年5月に総務省消防庁から防火服のガイドラインが示され、消防活動時の装備品の安全基準が明確化されたことから、ガイドラインに準拠した防火服を整備するものであります。

防火服一式の内訳でございますが、防火服の上下、それから、防火帽、防火手袋、安全帯、それと、防火長靴となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。何点かお伺いしたいと思います。この今回の説明資料を見まして、ちょっと驚きました。防火服の耐用年数はわからないものですから、14年ももつものなのかなと思いつつ、質問したいと思います。

1点目は、消防の使命というのは町民の財産、命を守るということで、大変重いものがあると思うのですが、その反面、その責任を全うする職員の安心、安全というか、本当に命を守るためのこれは装備ですよ。そういったことでは、14年ということが長いのか、短いのかちょっとわからないのですが、耐用年数ということが、1つはガイドラインが示されたということなのですが、今までこのガイドラインというのはなかったのかどうかということ。

それともう1つ、消防として、この対応をどんなふうに、防具を見てかえどきとか、そういったものを判断するのか。その辺、どのように今までされてきたのか伺いたいと思いま

す。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） まず、1点目でございますけれども、今までガイドラインがなかったかということでございます。また、耐用年数というふうな部分について定めはないのかということもございましたけれども、特に耐用年数につきましては定めがございません。その消防本部によりまして、結構、防火衣を使う頻度も多いところとか、少ないところとかということもございますので、あくまでもその劣化等により各消防本部で判断、例えば穴の空き具合ですとか、そういうようなことによって判断することになっております。今までは特にそういうふうなことでガイドラインはなかったのですけれども、記載のとおりでございますけれども、ことし、そういうようなものが明確にある程度されてきたということでございます。ただ、補助をいただいて防火衣を購入する年数というのは、概ねその耐用年数というのは大体8年ぐらい、8年以降になれば、その処分といたしますか、してもいいというふうな概ねの年数は示されております。そういうことで、概ね8年とされておまして、うちのほうの安全対策はどのようにしていたかということでございますが、悪いものに関してはその都度、業者に修繕を行う等をして、今まで使用していたというふうな状況でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 大体8年、頻度によって変わるということですね。

もう1点。これは大事なことかなと思ったのですけれども、ガイドラインが初めてできたということなのですが、この備品というか、防火装置、それから、いろいろな火事、消火に使う備品がありますよね。そういったものを管理するというか、そのことでけがをしたりすることがないように管理する体制というのは、誰かちゃんときっと責任を持った方が、これはもう修理にださなければならないとか、そういったことの対応ができる用意というか、そういうことはいつもされていると思うのですけれども、責任を持つ方が誰かいらっしゃるのかどうかということが1点。

それから、今8年ぐらいとおっしゃいましたけど、帽子だとか、手袋だとか、長靴というのは、今回は一式そろえますけれども、これは消耗が激しいのではないかと。だから、物によって違うのかなというふうに思います。

それともう1点、今回は指名競争入札なのですが、この防火服というのは、保険は掛けられているのか。結局、防火服を着ていてもけがをしたときに、その防火服に保険みたいなものがあって保証されるというものが、業者というのか、その防火服自体にあるのか、ないのか、その辺を伺ってみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） まず、安全管理規程の関係ですけれども、消防本部には安全管理規程というものを設けておまして、責任者は署長が行うことになっておりますけれど

も、各当番といいますか、当直の当直隊長が毎日、資機材の点検、そういうふうなものの安全管理を行っております。

それから、物によってどうなのだというのでございますが、今回、一括購入させていただくわけですが、この中でやっぱり防火手袋とか防火長靴につきましては、どちらかといいますと、消耗品的な要素ですので、これにつきましてはその都度、金額的にもそんなに高くございませんので、購入することになります。

あと、保険といいますか、これにつきましては、消防活動を行っている中で、もし、そのような防火服などを着用しないで、けがをすとかそういうようなことになったら、公務災害認定が受けられないとか、そういうことはございますけれども、このような装備をしっかりして消防活動を行っている分に関しては、公務災害の適用になるということになると思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 23年に総務省の消防庁から防火服のガイドラインが示されたということなのですが、管理の体制のきちんとしたものはあるということなのですが、このガイドラインは国から示されたもので、先ほど消防長がおっしゃったように、その地域によっては消耗の度合いだとか、頻度によって変わるということですよ。ですから、白老町なりのきちんとしたガイドラインみたいなものをつくる必要が出てくるかどうかかわからないですけども、もし、必要であれば、つくっておいたほうが、また違った形で点検しやすいのではないかと考えるのですが。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議員のおっしゃったとおり、こういうふうな消防庁からのガイドラインが示されておりますけれども、今説明したとおり、各消防によってもいろいろと違う部分がありますので、白老町消防の独自の部分ということで、そういうようなガイドラインといいますか、白老町としてのガイドラインを作成したいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この消防のものなのですが、今回、財産の取得ということで指名競争入札、1つのガイドラインがあるということなのですが、今回、買われる装備品というのですか、一律なのか。それとも、いろいろなランクがあって、消防活動と言ってもいろいろあると思うのです。そういう中で、これを選ばれた基準というのかしら。そういうものがもし、あるのであれば教えていただきたいと思います。例えば、苫小牧の石油備蓄基地とか、いろいろな想定があると思うのです。これは白老町にこういうものが必要だというような、そういう基準の中で決められていると思うのですが、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 石油の関係とかいろいろな火災によっても違うと思うのですけ

れども、この防火衣につきましては、最高基準といたしますか、国際的な I S O の国際基準がございまして、これに基づいて定められております。どこでも対応できるものということですので。油でも、建物でも、全ての火災にです。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。